

第4章 充てん設備

第1 許可申請（法第37条の4第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第35「充てん設備許可申請書」

(2) 申請時期

供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとにあらかじめ申請すること。

(3) 添付書類

ア 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）

イ 住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

ウ 充てん計画書

充てん計画書には、「Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類」を参考に次の事項について記載すること。

 Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類（137～141 ページ）

1. 充てんする液化石油ガスの成分

2. 充てんの目的

3. 充てんの方法

4. 貯蔵能力

5. 充てん設備の概要

6. 充てん作業者講習修了者名簿

充てん作業者講習修了証の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

7. 各規則対応事項

該当する規則に対する対応事項を記載する。

エ 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類

設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付すること。

オ 機器等一覧表

カ 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

キ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

(1) 法第37条の4第2項に基づく規則第64条第1項で定める技術上の基準に適合するものであること。

(2) 充てん設備が液石則第2条第9号に定める移動式製造設備である場合には、(1)にかかわらず、液石則第9条第1項の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第11号「充填設備許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 一般消費者等にのみバルク供給を行う場合は、充てん設備の許可のみでよいが、工業用、農業用等の用途にバルク供給を行う場合は、高圧法の移動式製造設備の許可又は変更許可が必要となる。

(2) 充てん設備の許可と高圧法の移動式製造設備の許可又は変更許可を同時に申請する場合で、添付書類の内容が重複するときは、いずれかの許可申請書の添付書類を省略することができる。ただし、添付書類を省略した許可申請書には、省略した書類の一覧表を添付すること。

第2 変更許可申請（法第37条の4第3項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第36「充てん設備変更許可申請書」

(2) 申請時期

充てん設備の使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 充てん設備の変更明細書

変更明細書には、「III 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類」を参考に次の事項について記載すること。

 III 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類（142～146 ページ）

1. 変更の理由

2. 変更する充てん設備の概要

3. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項（変更に係る部分に限る。）

4. 充てん作業者講習修了者名簿

充てん作業者講習修了証の写し（再講習の受講記録を含む。）を添付すること。

◆イ 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類（変更前との対比を明確にすること。）

変更に係る部分の設備、装置等の強度計算書及び図面等を添付すること。

◆ウ 機器等一覧表（変更前との対比を明確にすること。）

エ 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

オ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5 ページ）

3 許可の基準について

- (1) 法第37条の4第2項に基づく規則第64条第1項で定める技術上の基準に適合するものであること。
- (2) 充てん設備が液石則第2条第9号に定める移動式製造設備である場合には、(1)にかかわらず、液石則第9条第1項の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第12号「充填設備変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 充てん設備の変更許可と高圧法の移動式製造設備の変更許可を同時に申請する場合で、添付書類の内容が重複するときは、いずれかの許可申請書の添付書類を省略することができる。ただし、添付書類を省略した許可申請書には、省略した書類の一覧表を添付すること。
- (2) 充てん設備の許可を受けている充てん設備であって、充てん設備の構造、設備又は装置に係る変更はなく、さいたま市内の同一事業者の事業所間において使用の本拠の所在地のみを変更する場合は、変更先の事業所において高圧法の許可又は変更許可を受け完成検査に合格した移動式製造設備に限り、軽微な変更として取り扱う。

第3 軽微な変更の届出（法第37条の4第3項で準用する法第37条の2第1項ただし書）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第37「充てん設備変更届書」

(2) 申請時期

軽微な変更をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 変更明細書

変更明細書には、「Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類」を参考に次の事項について記載すること。

 Ⅲ 関係書式／第4 充てん設備に係る関係書類（142～146ページ）

1. 変更の理由
2. 変更する充てん設備の概要
3. 充てん設備の技術上の基準に対応する事項（変更に係る部分に限る。）

◆イ 充てん設備の設備、装置等に関する添付書類（変更前との対比を明確にすること。）

変更に係る部分の設備、装置等の特定設備検査合格証、大臣認定試験者試験等成績書、高圧ガス設備試験等成績証明書（以下「認定書等」という。）の写しを添付できる場合は、当該書類を添付すること。この場合、当該設備の強度計算書の添付は不要とする。

◆ウ 機器等一覧表（変更前との対比を明確にすること。）

エ 充てん設備の使用の本拠の所在地を示す案内図

オ 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況見取図

2 軽微な変更の取り扱いについて

(1) 規則第 66 条に規定する次のアからエのいずれかに該当する場合は、軽微な変更として取り扱うものとする。

ア 液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式のものに限る。）

イ 液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え（液石則第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき製造することが適切である経済産業大臣が認める者が製造したものその他の保安上支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの。（アに掲げるものを除く。）

ウ 液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え

エ 充てん設備の廃止

(2) 次の場合においても軽微な変更として取り扱うものとする。

充てん設備の許可を受けている充てん設備であって、充てん設備の構造、設備又は装置に係る変更はなく、同一事業者のさいたま市内の事業所間において使用の本拠の所在地のみを変更する場合は、変更先の事業所において高圧法の許可又は変更許可を受け完成検査に合格した移動式製造設備に限り、軽微な変更として取り扱う。

第4 完成検査（法第37条の4第4項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第38「充てん設備完成検査申請書」

(2) 申請時期

充てん設備を設置又は変更し完成検査を受けようとするときは、申請すること。

(3) 添付書類

完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は、提出不要とする。

ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。また、認定書等の交付を受けている機器については、認定番号も図示すること。

イ 認定書等の写し（認定書等の交付を受けている機器に限る。）

ウ 耐圧試験成績書及び気密試験成績書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

エ 材料証明書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

オ 組立状態における気密試験の記録

カ 耐圧試験、気密試験に使用した圧力計の校正記録

キ ガス漏えい検知警報設備成績証明書

ク その他許可申請内容を証明する書類等

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

3 検査の基準について

充てん設備が法第37条の4第2項で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、規則様式第39「充てん設備完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備に何の変更も加えない場合については、許可申請は必要であるが完成検査は受検不要とする。

(2) 法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項ただし書きの規定により高压ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 [第6 充てん設備に係るその他届出等 \(57 ページ\)](#)

第5 保安検査（法第37条の6第1項）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第44「充てん設備保安検査申請書」

(2) 申請時期

保安検査を受検しようとする1ヵ月前までに、申請すること。

(3) 添付書類

保安検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。

保安検査受検資料

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則／6 申請に必要な手数料 (5ページ)

3 検査の基準について

充てん設備が法第37条の4第2項で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、規則様式第45「充てん設備保安検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 規則第81条第3項の規定により、充てん設備の「基準日」の前後1ヵ月以内に保安検査を受けた場合は、「基準日」に受けたものとみなす。

(2) 法第37条の6第1項ただし書きの規定により、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた場合は、その旨を届出すること。

 第6 充てん設備に係るその他届出等 (57ページ)

(3) 充てん設備の許可と高圧法の移動式製造設備の許可を受けている場合は、高圧法製造細目告示第13条第2項第3号の規定により、法第37条の6第1項本文の保安検査を受けているもの又は同項ただし書きの規定に基づき届け出ているものは、高圧法における保安検査を受ける必要がない。

第6 充てん設備に係るその他届出等

1 充てん設備完成検査受検届書

(1) 提出書類

規則様式第40「充てん設備完成検査受検届書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査証の写し

2 充てん設備完成検査結果報告書

(1) 提出書類

規則様式第41「充てん設備完成検査結果報告書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定完成検査機関は、完成検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査の記録

3 充てん設備保安検査受検届書

(1) 提出書類

規則様式第46「充てん設備保安検査受検届書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定保安検査機関による保安検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

保安検査証の写し

4 充てん設備保安検査結果報告書

(1) 提出書類

規則様式第47「充てん設備保安検査結果報告書」

(2) 届出時期

高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関は、保安検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

保安検査の記録

5 充填設備休止届書

(1) 提出書類

細則様式第15号「充填設備休止届書」

(2) 届出時期

充てん設備の休止後、届出すること。

(3) 添付書類

ア 使用を休止した充てん設備の使用の本拠を示す図面

イ 使用を休止した充てん設備について講じた措置を記載した書面

ウ 休止の状況がわかる写真

(4) その他

ア 充てん設備を休止する目的を具体的に明示すること。

イ 休止期間は最大で3年間とし、以後休止を継続する場合は、3年経過前に届出すること。

6 充填設備再開届書

(1) 提出書類

細則様式第16号「充填設備再開届書」

(2) 届出時期

使用を休止した充てん設備を再び使用するときは、あらかじめ届出すること。

(3) 添付書類

ア 使用を再開する充てん設備の使用の本拠を示す図面

イ 休止再開措置報告書

使用を再開する充てん設備の保安検査の方法及びその結果

(4) その他

使用を休止した充てん設備を再び使用する前に、保安検査を受検し、当該充てん設備が技術上の基準に適合していることを確認すること。

7 充填事業報告書

(1) 提出書類

細則様式第18号「充填事業報告書」

(2) 届出時期

毎事業年度経過後3ヵ月以内に、報告すること。

(3) 添付書類

その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数を記載した書面

8 名称等変更届書

(2) 提出書類

細則様式第19号「名称等変更届書」

(2) 届出時期

法定事項の変更を除き、次の内容について変更がある場合は変更後、速やかに届出すること。

ア 事業所名称

イ 本社所在地

ウ 事業所所在地（住居表示変更の場合に限る。）

(3) 添付書類

変更する内容を証する書面等

(4) その他

人事異動等による代表者の交代についての届出は不要とする。